第２２期 第５回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日　時　　令和７年１１月２５日（火）１４：００から

場　所　　佐賀県庁新館１０階農林水産部内会議室（中央南）
（佐賀市城内１丁目１番５９号）

次　　第

１　開　会

２　議　事

（１）令和7年度建網による採捕許可方針（案）について（協議）
Ｐ１～５

（２）令和７年度やなによる採捕許可方針（案）について（諮問）
Ｐ６～１３

（３）その他　　Ｐ１４～１５

３　閉　会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会
委　員　　犬塚　加代子 様
委　員　　中村　さやか 様
委　員　　森田　忠光　　様
委　員　　江頭　大幸　　様
委　員　　今川　一洋　　様

海区漁業調整委員会事務局
事務局長　　荒巻　裕

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当
係　　長　　伊藤　毅史
主　　事　　江頭　千優

議題1

水　産　第３４６０号
令和７年１１月１９日

佐賀県内水面漁場管理委員会
　会長　柴山　雅洋　様

佐賀県知事　山口　祥[redacted]

令和７年度建網による採捕許可方針（案）について（協議）

建網による採捕につきましては、令和８年１月３１日で許可の有効期間が満了することになっています。

ついては、採捕許可方針について別添許可方針（案）のとおり定めることについて、貴委員会に協議します。

（担当：農林水産部水産課　江頭）

令和７年度建網による採捕許可方針（案）

１　採捕の種類

建網（建切網、建干網及び張切網を含む。）による水産動植物の採捕

２　許可の対象

①　令和８年１月１日現在に、建網による採捕の許可を受けている者とし、それ以外の者への許可は、原則として認めない。

ただし、次の場合はこの限りでない。

ア　内水面漁場管理委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合

イ　相続又は合併による承継の場合（ただし、相続による承継の場合は２親等以内とする。）

②　佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第６３号）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者

③　適切な資源管理を実践できる者

３　採捕の区域

採捕の区域は、令和８年１月１日時点の建網漁業の操業区域とし、拡張は原則として認めない。

４　採捕の期間

１月１日から１２月３１日まで

５　許可の有効期間

令和８年２月１日から令和１１年１月３１日まで

６　制限又は条件

(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。

(2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。

(3) 使用する漁具は１統に限る。

(4) 使用する漁具は網目長さ１５㎝につき７節以下（目合い５㎝以上）でなければならない。

(5) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。

７　採捕実績の報告

採捕実績は、許可の更新時に報告しなければならない。

報告がない場合又は実績がない場合は、当該許可を取り消すことがある。

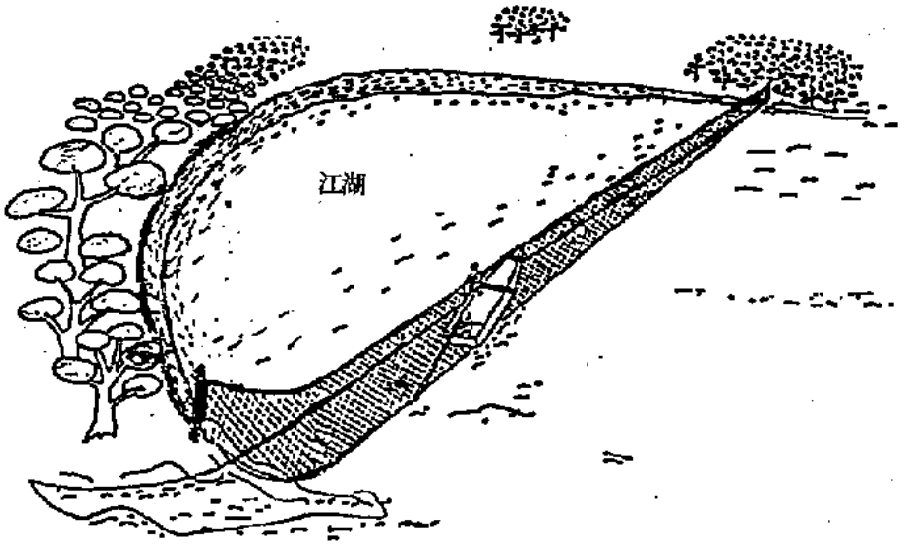
８　この許可方針は、令和７年１２月　　日から施行する。

建網漁業許可台帳

年度	許可番号 (許可月日)	氏名又は名称 操業区域	住所	操業期間 自	操業期間 至	有効期間 自	有効期間 至	漁獲対象 制限又は条件
4	2001 (1月19日)	[redacted]		1月1日	12月31日	令和 5年 2月1日	令和 8年 1月31日	コイ、フナ、ウナギ、ナマズ、ボラ、エツ
		六角川のうち、焼米江湖、蔵堂江湖、大渡第2江湖、玉江江湖及び赤坂江湖						

漁具・漁法の名称：建　網

漁具の構造：１枚の細長い帯状の網で、上辺に浮子、下辺に沈子が付いている。
網の長さ：80~100m、網丈：６～８ｍ
網目：2.5cm（目合５cm）



漁　法：干潮時に、完全に干上る場所で行う。
満潮の時、網を江湖の入口に設置し、干潮時網の下辺附近に集まった魚を捕える。

漁　期：１月~12月

対象魚：こい、ふな、なまず、うなぎ、ばら、めなだ、えつ、えび

主な河川又は湖沼：六角川

添付書類③

令和4年における漁獲実績

氏名 [redacted]

月	操業日数	漁獲量	漁獲物の種類	用途
1月	日	kg		
2月	日	kg		
3月	日	kg		
4月	日	200kg	コイ、ナマズ、ウナギ、ボラ	
5月	日	250kg	コイ、ナマズ、ウナギ、ボラ	
6月	日	250kg	コイ、フナ、ナマズ、ウナギ、ボラ、エツ	
7月	日	250kg	コイ、フナ、ナマズ、ウナギ、ボラ	
8月	日	250kg	コイ、フナ、ナマズ、ウナギ、ボラ	
9月	日	300kg	コイ、フナ、ナマズ、ウナギ、ボラ、ツガニ	
10月	日	300kg	コイ、フナ、ナマズ、ウナギ、ボラ、ツガニ	
11月	日	200kg	コイ、フナ、ナマズ、ウナギ、ボラ、ツガニ	
12月	日	kg		
合 計	日	2,000kg		

議題2

水産第３４６５号
令和７年１１月１９日

佐賀県内水面漁場管理委員会
　会長　柴山　雅洋　様

佐賀県知事　山口　祥[redacted]

令和７年度やなによる採捕許可方針（案）について（諮問）

やなによる採捕につきましては、令和７年４月２０日で許可の有効期間が満了しています。

ついては、やなによる採捕許可方針について別添許可方針（案）のとおり許可期間を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第３３条第５項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課　江頭）

令和７年度やなによる採捕許可方針（案）

１　採捕の種類

やなによる水産動植物の採捕

２　許可の対象

①　令和７年４月１日現在に、やなによる採捕の許可を受けていた者とし、それ以外の者への許可は、原則として認めない。

ただし、次の場合はこの限りでない。

ア　内水面漁場管理委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合

イ　相続による承継の場合（ただし、２親等以内とする。）

②　佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第６３号）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者

③　適切な資源管理を実践できる者

３　採捕の区域

採捕の区域は、令和７年４月１日時点のやなによる採捕の区域とし、拡張は原則として認めない。

４　採捕の期間

唐津市　潟川　　令和８年２月１０日から同年４月１５日まで

唐津市　半田川　　令和８年２月１０日から同年４月２０日まで

５　許可の有効期間

唐津市　潟川　　令和８年２月１０日から同年４月１５日まで

唐津市　半田川　　令和８年２月１０日から同年４月２０日まで

６　条件

(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。

(2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。

(3) 設置する漁具は２統以内とする。

(4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の５分の１以上を水産動物の通路として開けなければならない。

(5) シロウオ以外の魚種を採捕してはならない。

(6) 漁期終了後は、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。

(7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。

７　採捕実績の報告

採捕実績は、採捕期間終了後、速やかに報告しなければならない。

報告がない場合又は実績がない場合は、当該許可を取り消すことがある。

８　この許可方針は、令和７年１２月　日から施行する。

○　佐賀県漁業調整規則（抜粋）

令和２年 11 月 27 日
佐賀県規則第 63 号
（令和 2 年 12 月 1 日施行）

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第 33 条　内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

(1)　やな
(2)　魚ぜき
(3)　建網（建切網、建干網及び張切網を含む。）
(4)　流刺網
(5)　張網（ふくろ網を含む。）
(6)　よせ網（地びき網を含む。）
(7)　すっぽん筌
(8)　鉾（すっぽんをとることを目的とするものに限る。）
(9)　投網（船舶を使用する場合に限る。）
(10)　う使（う飼）

２　前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
(1)　第４条第１項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
(2)　漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
(3)　法第 170 条第１項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

３　第１項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
(1)　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2)　採捕の種類
(3)　採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
(4)　漁具の数及び規模
(5)　使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
(6)　採捕に従事する者の氏名及び住所
(7)　その他参考となるべき事項

４　次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
(1)　申請者が第 10 条第１項第１号から第４号までのいずれかに該当する者である場合
(2)　漁業調整のため必要があると認める場合

５　採捕の許可の有効期間は、３年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、３年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

６　採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

７　知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から６月間又は引き続き１年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

８　採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第 13 項において準用する第 23 条第１項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第 120 条第１項の規定による指示若しくは同条第 11 項の規定による命令により第１項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

9　知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

(1)　採捕の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

(2)　採捕に従事する者の氏名及び住所

(3)　使用する船舶の名称及び漁船登録番号

(4)　許可の有効期間

(5)　条件

(6)　その他参考となるべき事項

10　採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

11　前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

12　前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

13　第８条第２項、第９条第２項及び第３項、第 13 条、第 20 条第３項、第 22 条、第 23 条並びに第 26 条から第 30 条までの規定は、採捕の許可について準用する。

令和6年度　やなによる採捕許可台帳

年度	許可番号 （許可月日）	氏名又は名称	住　　所	採捕期間 自	採捕期間 至	有効期間 自	有効期間 至	漁獲対象
		採捕の場所	条　　件					
6	4001 （1月17日）	[redacted]		令和 7年 2月10日	令和 7年 4月20日	令和 7年 2月10日	令和 7年 4月20日	シロウオ
		唐津市 半田川（河口から上流1,000メートルまでの区域）	(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。 (2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。 (3) 設置する漁具は2統以内とする。 (4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の6分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。 (5) シロウオ以外の魚種を採捕してはならない。 (6) 漁期終了後は、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。 (7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。					

やなによる採捕許可に基づくシロウオの採捕実績

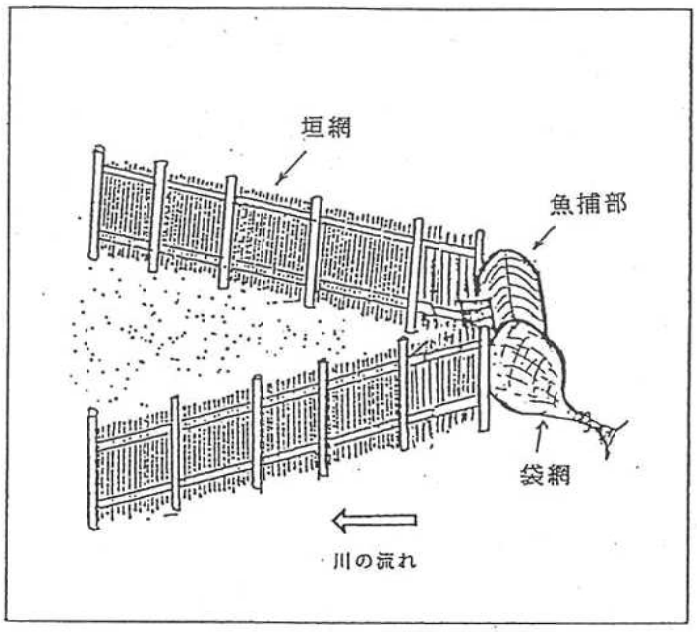
漁期 年度	採捕者	採捕 日数	採捕量 （合）	金額 （円）	用途・販売先
H29	A氏	27	62	31,000	市場、自家販売
	B氏	20	32	27,000	市場
	計	47	94	58,000	
H30	A氏	49	256	128,000	自家販売
R元	A氏	56	260	130,000	市場、自家販売
R２	A氏	46	245	122,500	自家販売
R３	A氏	55	140	70,000	自家販売
R４	A氏	47	220	110,000	自家販売
R５	A氏	46	330	165,000	市場、自家販売
R６	A氏	0	0	0	

＊　１合は、シロウオ100ｇ相当量

県名：佐賀県

漁具・漁法の名称：シロウオやな

漁具の構造：垣網：高さ50cm位の竹簀で作られ、垣網を支えるため、杭が打たれている。
魚捕部：円筒状の金網製で、円筒状の一方の先に袋網が付いている。



漁法：河口付近で、下流に向かって敷設し、満潮時に産卵のために遡上するシロウオを漁獲する。

漁期：2月～4月

対象魚：シロウオ

主な河川又は湖沼：玉島川、有浦川、半田川、浦川、潟川

地方名称及び由来：シロウオやな


129°59'51.7"
130°
玄界灘
玄海国定公園
鎮西町
玄海町
唐津市
東松浦郡
肥前町
福島町
北波多村
松浦潟
唐津土木事務所
唐津火力発電所
平木場ダム
渭川
半田川

議題3

長崎県の内水面振興協議会を中心とした水産資源の管理の現状と課題について

照会（佐賀県）
照会理由：佐賀県では、H15 年に 9 つあった内水面漁協が R5 年免許切替時には 3 つに減少し、今後も減少が懸念される。漁業権が無くなった水域では、新たに「やな」、「建網」など採捕の許可を希望する者がでてきており、その対応に苦慮している。

回答（長崎県）
長崎県内水面漁協数変遷：H15 年では 4 漁協、H25 年 1 漁協、R5 年の免許切替で内水面漁協「0」となった
内水面振興協議会：河川の水産動物を他地区の者が無秩序に捕獲する行為を制限し、資源を維持管理していくことを目的としている。以前漁協が存在した箇所を中心として 6 つの河川で協議会を組織
協議会構成員：関係市町村の水産担当部局が事務局を担う。構成員は、市町村の長、市議会議長、採捕関係者等
活動内容：各河川で種苗放流や河川の清掃活動等を実施
長崎県内水面漁場管理委員会の役割：内水面振興協議会の要請を受け各河川の対象種を採捕する場合は内水面漁場管理委員会の承認を得る必要があること、承認を受けた者は各河川の内水面振興協議会が定めた採捕規定（漁具漁法、採捕期間、魚体サイズに関する制限）に従うことを前提とする委員会指示の発出
課題：委員会指示での制限のためスピード感に欠ける（裏付け命令が発出されて初めて罰則を伴うことから）、構成メンバーの高齢化もあり漁場監視の難しさ、カワウによる放流魚（特にアユ）の食害に対する対応に苦慮する等

R7年度の内水面の採捕の許可等に関する状況

❑ 張網

① 塩田川での新規許可の要望有（8月に来庁相談）
※ R6年度の来庁相談者と同一人物

② 松浦川での操業可否についての相談者有（10月に来庁相談）
対応（県）：相談者に対し、既設の漁具（無許可に該当）を撤去するよう指示

❑ やな

① 漁業権が設定されていないA川で無許可操業者有
（11月に県南部の警察署からの連絡で覚知）
対応（警察署）：操業者に対し、当該漁具を撤去するよう指示
※ 警察からの情報提供案件であるため、河川名を伏せています

② A川の近隣の河川（漁業権の設定なし）で無許可操業の実態がある可能性
※ ①の警察署とのやりとりの中で覚知。県は現時点では未対応